

令和5年4月6日

保護者の皆様

港区立青南小学校
校長 野口直樹

給食辞退届について

アレルギー対応や入院等に伴う給食辞退については、港区教育委員会の基本的な考え方に基づいて対応して参ります。今後欠食について、学校からの通知は致しませんので、登校状況に合わせた申し出をしていただきたいと思います。以下の内容をご確認の上、ご理解とご協力をお願い致します。

1. 基本的な考え方

連続して5日以上欠食するときで、1週間前までに「給食辞退届」を学校へ提出した場合に、欠食期間分の給食費を返金致します。

【月曜日から金曜日まで毎日給食があり、5食以上連続している場合】

[例] 4月24日(月)～28日(金)の期間を給食辞退希望



4月24日(月)の1週間前4月17日(月)、16時までに提出



欠食期間分の給食費の返金手続きがスタート

2. 給食辞退届の提出方法

- ① ホームページに掲載している給食辞退届を印刷する。
- ② 必要事項を記入・押印する。(記入・押印漏れにご注意ください)
- ③ 来校し、担任へ提出する。

※ やむを得ない事情で来校が難しい場合、締め切りは上記と同様で、メール(seinan-es@minato-ky.ed.jp)に給食辞退届のスクリーンショットを添付する形でご提出いただくことも可とします。

3. その他注意事項

- ・ 返金の際の手数料は保護者負担となります。年度末に返金を致します。
- ・ 申し出後、欠食期間内の急な登校時の給食提供はできません。お弁当をご持参くださいますようお願い致します。
- ・ 学級閉鎖による欠食は返金対象となりません。
- ・ 業務が煩雑になり対応の遅れにつながりますので、電話での申し出はご遠慮ください。